

夕張市子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、夕張市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 会議は、次に掲げる事項に関し調査審議し、又は意見を述べることができる。

- (1) 夕張市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) その他子ども・子育て支援の推進に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

- (1) 子どもの保護者等
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験がある者
- (4) 市の職員
- (5) 前4号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 前項第1号の委員は、3名以内とし、市長が定める手続きにより公募して選考する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱する日から2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは 議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会議は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聞き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開及び会議録の作成)

第8条 会議の公開及び会議録の作成について必要な事項は、別に定めるところによる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、保健福祉課生活福祉係において処理する。

(会議の運営)

第10条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定に関わらず、市長が招集する。

(夕張市次世代育成支援対策行動計画に係る庁内検討会議設置要綱の廃止)

3 夕張市次世代育成支援対策行動計画に係る庁内検討会議設置要綱（平成21年11月24日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年2月28日から施行する。